

渉ノ結果妥協点ニ見出し更ニ十日午前十一時ヨリ工場事務所ニ
於テ勞資合見ノ上左取條件ヲ以テ因兩解決ニ為スニ至リ

左記

一 組合側ヨリ提出ノ要求條項

ハ解雇マシテ勝候後取部ニ對シテ手當百五拾円支給

ハ復職マシムハ、黄仁洙ニ對シテ解雇ノ日ヨリ復職迄ノ日給金發
支給

ハ手課費用金五拾圓支給

一 事業主側ヨリ回答内容

ハ解雇マシテ勝候後取部ニ對シテ解雇手當十四日分支給

ハ復職マシムハ、黄仁洙ニ對シテハ解雇期間中ノ十二日分ノ日
給額ヲ支給スルニト

ハ手課費用金三十円支給スルニト

ハ及中(通)不候也

6.3.24
111

昭和六年三月二十三日
警視總監 櫻井 武揚 吉
(官房主事)

内務大臣 安達 謙藏 殿

社 會 局 長 官 殿

各 縣 警 務 長 官 殿 (八府五縣)

(管下各警察署長殿) 兼 署 長 殿

三一九 解決

労働組合 全国予効

時事新報販賣店ノ紛糾ニ關スル件

要旨 時事新報主筆長官等四名ノ人事ニ關シ紛糾ヲ生ジ去月ニ入リ

開業新報主筆長官等四名ノ人事ニ關シ紛糾ヲ生ジ去月ニ入リ

時事新報ニ於テハ三月十九日來販賣店本社間ニ於テ左記ノ通紛
糾ヲ惹起セルヨリ、内容一應中(通)報候也